

最近の判例から (11)－騒音問題－

子供の泣き声や掃除機の音は通常的生活音の範囲内で受忍の範囲内であるとして、不法行為による損害賠償請求が棄却された事例

(東京地判 平27・11・18 ウエストロー・ジャパン) 松木 美鳥

マンションの上階の居住者の子供の泣き声や掃除機の音がうるさい等として下階の居住者が上階の居住者に対して、騒音発生差止めや慰謝料支払い等を求めた事案において、騒音は、通常的生活音の範囲内で受忍の範囲内であるとして、不法行為による損害賠償請求が棄却された事例（東京地裁 平成27年11月18日判決 棄却 ウエストロー・ジャパン）

1 事案の概要

本件は、マンションの1階の区分所有建物に居住するX（原告）が、その真上の階の区分所有建物に居住するY（被告）夫婦が、①一家で激しい騒音を起こす、②Xの居宅に向けて盗撮カメラを設置する、③ドアやサッシを勢いよく閉めてわざとXの居宅に音を響かせる等の威嚇・脅迫行為を行う、④同マンションの駐車場においてXが駐車できないほどに幅寄せ駐車する、2階のベランダから汚水を流す行為をするなど各種不法行為を行ったため、Xは多大な肉体的・精神的苦痛を被り、Xは健康を害して治療費の支出を余儀なくされたなどと主張して、Xが、Yに対し、不法行為による損害賠償を求めるとともに、人格権に基づき、騒音の差し止めを求めた事案である。

2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、Xの請求を棄却した。

(1) ①②③④についての不法行為の成否

①Yの子が泣き叫ぶ声や子を叱る声、また、リビング等を走り回る音、Yがサッシを閉める音、掃除機の使用音等の生活音は、その発生原因の性質上、長時間にわたり恒常的に発生しているものではなく、短時間に発生しているにすぎない考えるのが相当である。Yの子が平成25年当時、姉が小学3年生、弟が未就学児であり、姉弟喧嘩等によって子どもの泣き声が響くことは一家の日常生活に必然的に伴うものとしてやむを得ない面がある上、Yは、平成25年8月ころに成立した合意を受けて、Yの子が20分以上泣くことがあったら窓を閉めるというように配慮をしており、これによる生活妨害が長時間に及んでいるとか、不相当な時間帯に発生しているということとはできない。

よって、Y一家による生活音は、集合住宅における社会生活を営む上で通常発生する生活音にとどまるというべきであり、受忍すべき限度を超えているとはいえないと判断するのが相当である。

②そもそもYがビデオカメラの設置をしたのは盗撮目的ではなく、裁判に備えての証拠収集のためであると認められる。また、警察署警察官がY宅を訪問した日の時点ではビデオカメラが外され、警察官もその時点でYの行為に違法性がないことを確認して現場を後にしたことからすると、Yがビデオカメラを用いて録画まではしていなかったことが推認され、その他にYがビデオカメラを用いて撮影をしたことを認めるに足りる証拠はない。

③ドアやサッシを閉める音については日常生活において必然的に生じるものであるし、Yがドアやサッシを閉める際に著しい音量がX宅に響いたことがあったとしても、それが一日のうち多数回に及んだり、日常的に繰り返されたことを認めるに足る証拠はないから、Yの上記行為が不法行為に当たるとすることはできない。

また、Yは、平成26年6月2日から同月3日にかけて、架電中の相手方に対し、「名誉毀損」、「裁判」、「内容証明」などと発言しているが、Yは、その時期感情的になっていて架電先の相手に対し声が大きくなっていたことはあるにせよ、上記発言が不法行為を構成するとは認められない。

④Yが、乗用車を自己の駐車スペースに駐車する際、Xの駐車スペースにわずかにはみ出す形で駐車したことはあったものの、それは一回だけであると認められ、また、YがXの駐車スペースに著しく近接して駐車した例も複数回認められるが、これは、Yの駐車スペースが駐車場の一番奥にある上、隣にあるXの駐車スペースとの間にも余裕がなく、物理的に駐車がそもそも難しいことに起因するものであり、Yが意図的に幅寄せ駐車をしたとまでいうことはできない。

また、Yは、ベランダを水を用いてブラシで掃除することがあり、X宅のベランダに水が漏れる事態が発生した。これは、Y宅のベランダの一部はすのこ状となっているため、水が階下に流れる構造となっていることが認められ、Yがベランダの清掃を行うことで少量の水がXのベランダに流れ落ちることは、日常生活の範囲から生じるものとしてやむを得ない面があると認められ、故意にベランダに水を流したと認めるに足る証拠はない。

(2) 以上によれば、Y一家による騒音は不法行為を構成するものではなく、Xの人格権を

侵害するものでもないから、騒音の差止請求は理由がなく、Xの請求はいずれも理由がないから棄却する。

3 まとめ

本判決は、「マンションのような集合住宅にあっては、その構造上、生活音や振動が他の居宅に伝播することは通常想定される事態であり、生活音を完全に防止することは困難を伴うものである上、騒音に対する受け止め方も個々人の感覚や感受性に大きく依存する主観的な面もあることは否定できず、騒音等による生活妨害が不法行為に当たるか否かを判断するに当たっては、平均人の通常感覚ないし感受性を基準に、加害行為の有用性、被害の程度及びその存続期間等の事情を総合的に考慮し、一定の限度までの生活妨害は、集合住宅における社会生活上やむを得ないものとして互いに受忍すべきである」と判示し、子供らの泣き声は日常生活に必然的に伴うものであり、生活音として受忍すべきであるとした判断は当然であろう。

騒音問題は複雑であり、集合住宅では特に日頃からの住民同士のコミュニケーションが大切である。

この他、受忍限度を超える騒音発生が否定された事例として、騒音被害があるとした執拗な苦情申し立て等が、名誉感情の侵害にあたりとされた事例（東京地判 平23・10・13 RETIO87-118）、隣家の犬の鳴き声が、騒音被害に当たらないとされた事例（東京地判 平23・5・19 RETIO85-102）、こども文化センター利用者が発する騒音差止め請求が棄却された事例（横浜地判 平22・5・21 判例時報 2089-119）があるので、併せて参考としていただきたい。

（調査研究部主任調整役）